

船橋市立船橋特別支援学校おやじの会規約

第1章 総則

第1条 【名称】

この会は船橋市立船橋特別支援学校PTAおやじの会という。

第2条 【目的】

この会は父親同士の親睦を深めPTA活動への積極的な参加を促すとともに、在校児童・生徒の充実した学校生活のために父親ならではの活動を行うことを目的とする。

第3条 【基本方針】

全ての会員が、子育てを通して幅広い交流活動を行うことを基本方針とする。

第4条 【事業】

この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 校内奉仕作業
- 2) いちよう祭参加活動
- 3) 各種研修会の開催
- 4) OB会等と連携した卒業後の進路支援活動
- 5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 組織

第5条 【会員】

この会は船橋市立船橋特別支援学校PTA会員で構成する。

第6条 【入会】

船橋市立船橋特別支援学校PTA会員となると同時に入会したものとする。

第7条 【退会】

船橋市立船橋特別支援学校PTA会員をやめたと同時に退会したものとする。

第8条 【運営機関】

この会の運営のために、運営委員会を設置する。

第9条 【相談役】

この会の運営を円滑にするために相談役を置く。相談役は船橋市立船橋特別支援学校の校長、副校長、教頭、教務主任がこれにあたり、運営に関する指導・助言を与える。

第10条 【役員】

- 1 運営委員の中から次の役員を置く。
 - 1) 代表 1名
 - 2) 副代表 2名
 - 3) 事務局 2名
- 2 代表・副代表は運営委員会において選出する。
- 3 事務局は代表が任命する。

第11条 【職務】

役員の職務は次の通りとする。

- 1) 代表はこの会を代表し会務を統括する。またPTA役員会及び理事会に出席するものとする。
- 2) 副代表は代表を補佐し、代表が職務を遂行できない場合、その職務を代行する。
- 3) 事務局は代表の命をうけて、本会の会務を執行する。

第12条 【任期】

運営委員の任期は次の通りとする。

- 1) 運営委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 2) 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営

第13条 【運営委員会】

- 1 運営委員会は必要に応じて代表が招集し、PTA役員会と連携をとりながら本会の運営に関する事項を審議議決し、理事会に報告する。
- 2 運営委員会は役員及び相談役で構成する。ただし会員からの申し出により代表が必要と認めた場合、構成員とすることができる。

第4章 その他

第14条 【細則】

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は別に定める。

第15条 【規約の改正】

本規約は運営委員会において審議し、PTA理事会の承認によって改正することができる。

第16条 【施行】

本規約は2004年4月27日より施行する。



平成31年4月22日 一部改正

令和4年7月4日 一部改正